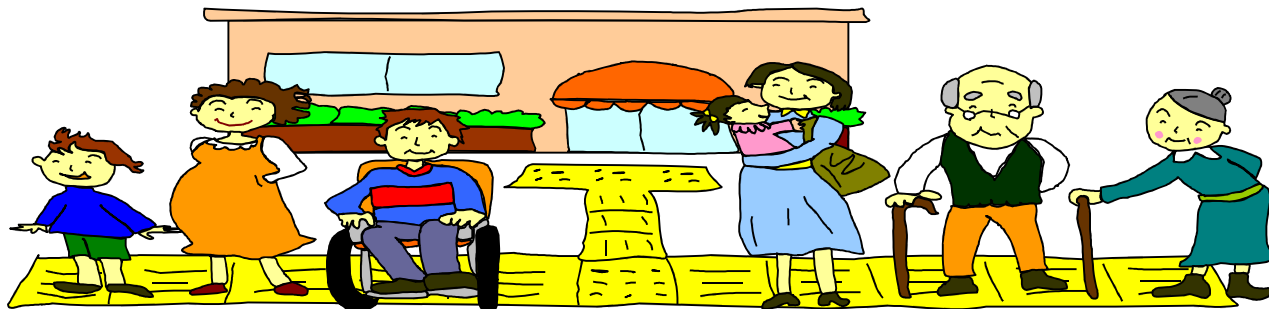


# みんなにやさしい建物の 工事をお考えの方を応援します！！



## 玉名市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業

乳幼児と一緒に  
利用しやすい建物に  
したい

高齢者も利用し  
やすい建物にし  
たい

車いす利用者も  
利用しやすい建  
物にしたい

日本語が苦手  
な方など誰も  
が利用しやす  
い建物にした  
い

県と市町村では、個人や事業主の方が店舗などの建物を誰もが利用しやすくなるよう改修される際に、改修費の一部を助成する制度を設けています。

補助額は200万円または50万円\*を限度とし、一定の基準を満たす必要があります。

詳しくは、下記までお気軽にお問い合わせください！

- 補助の対象となるのは、以下のような建物です  
不特定かつ多数の人が利用する施設  
(例)物販店舗、ショールーム、飲食店、理髪店・美容室、ホテル・旅館、診療所、公衆浴場など(ただし、住宅や病院、老人福祉施設などは対象外です)
- 補助の対象となるのは、以下のような工事です  
車いすの方やお年寄りの方も含め、誰もが利用しやすくなるように、自動ドア・スロープ・手すりの設置、多機能トイレや駐車場の整備など
- お問い合わせ先  
補助申請及び内容について : 玉名市役所 住宅課

(TEL : 0968-75-1311)

## ●補助メニュー

(平成26年度から変更しています。)

改修タイプ	補助対象工事費	補助対象工事費 (上限額 <sup>※4</sup> )	補助率	補助額 (上限額 <sup>※4</sup> )
原則型	建築物特定施設 <sup>※1</sup> がすべて建築物移動等円滑化基準 <sup>※2</sup> に適合となるもの。	300万円	2/3	200万円
経路全部型改修	建築物特定施設(移動等円滑化経路 <sup>※3</sup> に係るものに限る。)が原則として建築物移動等円滑化基準をみたすのもの。	300万円		200万円
経路部分型改修	1以上の建築物特定施設(移動等円滑化経路に係るものに限る。)が原則として建築物移動等円滑化基準をみたすのもの。(ただし、当該基準に適合しない建築物特定施設について有効な対策が講じられているものに限る。)	75万円		50万円

※1 建築物特定施設：出入口、廊下等、階段、便所、敷地内通路、駐車場など

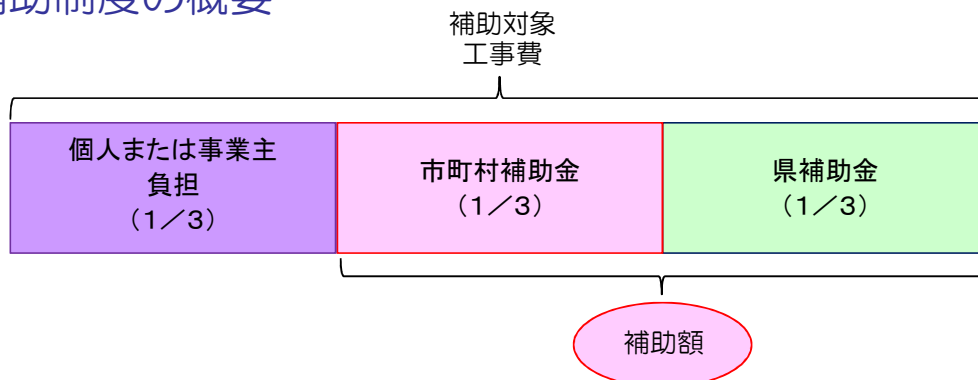
※2 建築物移動等円滑化基準：高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な構造及び配置。

※3 移動等円滑化経路：高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路。

※4 上限額：補助対象工事費及び補助額の上限額は市町村により異なります。

また、補助対象工事費が上限額に満たない場合は、実際の工事費が上限額となります。

## ●補助制度の概要



※ ( ) 内は、補助対象工事費の負担割合を示しています。

## ●補助制度の手順

